

東日本大震災により被災された 労働者の御遺族のみなさまへ

～労災保険の遺族（補償）給付の請求期限について～

労災保険給付を請求する権利は、遺族（補償）給付の場合、労働者が死亡した翌日から起算して5年で時効により消滅しますが、東日本大震災により行方不明になられた労働者の遺族（補償）給付については特例が設けられており、以下の日までの請求が必要となります。

- 1 行方不明になられた方の生死が3か月以上分からなかった場合
平成28年6月13日（平成28年6月11日が土曜日のため）
- 2 行方不明になられた方の死亡が震災の発生日から3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の日付が分からない場合
死亡が明らかになった日（身元が判明した日）から5年が経過した日
例 平成23年4月1日に身元が判明した場合は、平成28年4月1日までの請求が必要です。

労災保険による遺族（補償）給付とは、東日本大震災により労働者の方が「仕事中」、「職場から避難するとき」または「通勤中」に地震や津波により「死亡」、「行方不明」となられた場合に、その御遺族の方が給付を受けられる制度で、パートタイマーやアルバイトの方が被災された場合も適用されます。

まずは、お問い合わせください。ご親族やお知り合いの方々へもお伝えください。

【お問い合わせ先】

岩手労働局労災補償課	019-604-3009	盛岡労働基準監督署	019-604-2530
宮古労働基準監督署	0193-62-6455	花巻労働基準監督署	0198-23-5231
釜石労働基準監督署	0193-23-0651	一関労働基準監督署	0191-23-4125
二戸労働基準監督署	0195-23-4131	大船渡労働基準監督署	0192-26-5231